

旭川市空家等流通促進に係る所有者等情報連携施策に関する個人情報取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市（以下「甲」という。）及び公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部（以下「乙」という。）が、旭川市空家等流通促進に係る所有者等情報連携施策（以下「施策」という。）に関する個人情報の取扱いについて、定めるものとする。

(基本的事項)

第2条 乙は、施策に関する業務の遂行に際しては、旭川市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第8号）その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この施策に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この施策が終了し、又は解除された後も同様とする。

(適正な管理)

第4条 乙は、次に掲げる措置を講ずることにより、業務の遂行における個人情報を適正に管理しなければならない。

- (1) 乙は、業務の遂行において、甲から提供された個人情報及び収集した個人情報を正確かつ最新のものとする。
- (2) 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失、破損その他の事故を防止すること。
- (3) 乙は、業務に関して知ることができた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄、又は消去しなければならない。
- 2 乙は、相談業務に係る個人情報を適正に管理するため、個人情報管理責任者を設置し、甲にその旨を報告しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、第一項の措置についての統括を行うものとする。
- 4 個人情報管理責任者は、甲が個人情報の管理について報告を求めた際に、甲に報告しなければならない。
- 5 甲は、乙の個人情報の管理について疑義が生じた場合、乙に是正を求めることができる。

(従事者の監督)

第5条 乙は、この施策に基づく業務に従事する者に対し、在職中及び退職後において、相談業務による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この施策が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第6条 乙は、この施策に基づく業務を遂行するに当たり、個人情報を収集する必要がある場合は、当該業務を遂行するために必要な範囲内で収集するものとする。

2 乙は、空き家所有者等から個人情報を収集する場合には、本人の同意を得るほか、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第7条 乙は、甲の依頼又は承諾のある場合を除き、その施策による業務に係る個人情報を当該業務を処理する目的外に利用してはならない。

2 乙は、所有者等の個人情報を目的外利用しようとする場合は、本人の同意を得るほか、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(複写等の禁止)

第8条 乙は、甲の依頼又は承諾がある場合を除き、この施策に基づく業務を遂行するために甲から提供された個人情報を記録した資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告)

第9条 乙は、この個人情報取扱要綱に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(施策の解除)

第10条 甲は、適切かつ的確な調査の上、乙がこの個人情報取扱要綱に違反していると認めたときは、無条件に施策の解除をすることができるものとする。

(定めのない事項)

第11条 この要綱に定めのない事項等が生じた場合又はこの要綱の解釈に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。